



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名：兵機海運株式会社
代 表 者 名：代表取締役社長 大東慶治
コード番号：9362（東証スタンダード）
問 合 せ 先：管理部 米山満寿夫
電 話：078-940-2351

株主提案に関する書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である株式会社富洋海運（以下、「提案株主」といいます。）から、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社の第 82 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に関して、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、独立社外取締役を含む全会一致で本株主提案の全ての議案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株式会社富洋海運

保有議決権数：539 個（総議決権数の 4.53%）

なお、共同保有者として提案株主の完全子会社である堂島汽船株式会社が
1,196 個（総議決権の 10.04%）を保有しております。

2. 本株主提案の内容

（1）議題

- ① 定款一部変更の件（「買収防衛策導入等の手続」の新設）
- ② 定款一部変更の件（「取締役選任基準」の新設）
- ③ 剰余金処分の件

（2）議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所の記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

（2）反対の理由

① 定款一部変更の件（「買収防衛策導入等の手続」の新設）

本議案は、①買収防衛策を導入、継続、変更及び廃止するためには株主総会の特別決議を必要とすること、②買収防衛策の有効期間を 1 年に限定し、毎年株主総会で更新する旨の株主総会の特別決議を義務付けることをそれぞれ内容とする条文を定款に定めることを提案するものです。

当社は、第三者による当社に対する買収の提案（以下、「買収提案」といいます。）に応じるか否かに関し、買収提案が当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益の向上に資する真摯なものであれば、何らこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきであると考えております。また、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下、「企業買収行

動指針」といいます。)においても整理されているとおり、買収防衛策に基づく対抗措置の発動は、会社の経営支配権に関わるものであることから、買収防衛策の導入等又はこれに基づく対抗措置の発動において株主総会における承認を得る必要があると考えております。

一方で、企業買収行動指針においては、買収提案の中には、対象会社や対象会社の株主に対して必要な時間や情報が提供されずになされる買収提案や、対象会社や対象会社の株主の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的としてなされる買収提案が存在するところ、当該買収提案は対象会社の企業価値ひいては株主の共同利益を損なう可能性があると考えられております。そして、上記のような買収提案がなされた場合、対象会社の株主に検討のための十分な情報や時間を提供するとともに、取締役会に買収者に対する交渉力を付与し、買収者や第三者からより良い買収条件を引き出すために買収防衛策を導入することが適法であると認められる場合もあるとされています。そして、実務上は、上記のような「有事」における買収防衛策の導入にあたって株主総会を開催することの時間的な制約から取締役会の決議のみをもって買収防衛策を導入する事例もあるところ、企業買収行動指針においても買収防衛策の導入にあたり常に必ず株主総会の事前の承認決議が必要であると整理されているわけではありません。

当社としては、買収防衛策の導入等にあたり株主総会の承認決議を定款で一律に要求した場合、当該株主総会の承認がなされるより前に、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益が毀損される可能性がある買収が完了してしまうケースが生じ得ることを懸念しております。さらに、実務上及び関連する裁判例においても、買収防衛策の導入又はこれに基づく対抗措置の発動における株主総会に関する決議は、株主総会の普通決議で足りると考えられているところ、買収防衛策の導入等にも株主総会の特別決議を一律に要求する本議案は、当社が迅速、機動的かつ臨機応変に買収防衛策を導入等することを妨げる可能性があることから、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を阻害するおそれが否定できないと考えております。

以上の理由により、当社は、**本議案に反対**いたします。

② 定款一部変更の件(「取締役選任基準」の新設)

当社の2024年11月13日付コーポレートガバナンス報告書(以下、「コーポレートガバナンス報告書」といいます。)及び2025年4月30日に最終改正された「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます。)に記載¹のとおり、当社は、取締役会の機能の妥当性、客観性、透明性の確保の担保及びその説明責任の仕組みを充実させる観点から、取締役候補者について、取締役会の諮問機関であり代表取締役の任命により業務執行取締役複数名で構成される諮問委員会において審議・検討した後に、当該審議・検討を踏まえて、独立社外取締役2名のみで構成される独立審議会においてさらに取締役候補者を審議・検討しております。諮問委員会及び独立審議会の意見も踏まえて、監査等委員でない取締役の選解任等について意見陳述権を有し、また、監査等委員である取締役の選解任等についてもその構成員が意見陳述権を有する監査等委員会において取締役候補者を審議・検討の上、諮問委員会並びに独立審議会及び監査等委員会による適切な関与及び助言を踏まえて、取締役会で取締役候補者を決定することとしております。

そして、コーポレートガバナンス報告書及びコーポレートガバナンス・ガイドラインに

¹ コーポレートガバナンス報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」の「【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」の「【原則3-1 情報開示の充実】」の「(4)取締役会がする経営陣幹部や取締役(候補)の選解任や指名に関する方針と手続」及び「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」の「【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」の「【補充原則4-1 1-1 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】」の「<取締役の選任に関する方針・手続>」並びにコーポレートガバナンス・ガイドラインの「I. 当社が目指す経営スタイル」の「(6)取締役会等の責務」の「(4)取締役等の候補選定及び解任の方針」。

記載²のとおり、当社は、取締役候補者の選任にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取締役候補者が豊富な知識・経験と当社の経営に関する深い知見や高度な社会的信用を有し、取締役にあふさわしい能力、人格・専門性を備えた者であることを基準としております。具体的には、業務執行取締役においては、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識と経験を有し、更には十分な社会的信用を保持できる者を選定しており、監査等委員である取締役においてはその過半数を独立性の高い社外取締役とすることを基本とし、監督機能を十分に発揮するため、上場企業として必要不可欠な分野である財務・会計・法務に関する知識を有する者、総合的に高い見識や豊富な経験を有する者を選定しております。

本議案は、当社の定款に、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るための適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する者から当社取締役を選任することを規定することを求めるものです。しかしながら、上記のとおり、当社は、諮問委員会並びに独立審議会及び監査等委員会による適切な関与及び助言を踏まえつつ、取締役候補者を選定しており、現在においても当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るための適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する取締役候補者の選任が確立した実務運用として行われております。すなわち、当社においては、株主提案に係る取締役選任基準に則した取締役の選任が既に実際に行われているのであり、定款において重ねて取締役の選任に関する基準を定める必要はないと考えております。

以上の理由により、当社は、**本議案に反対**いたします。

なお、提案株主は、当社が株主に対して開示することが適切かつ必要な情報の開示を怠っていると主張しておりますが、当社は適用のある法令等に基づき、適時適切かつ必要な情報開示を行っており、提案株主様の主張は適切でないと考えております。当社としては、今後も開示すべき事実が発生した場合には、適用のある法令等に従って、適時適切な開示に努めてまいります。

③ 剰余金処分の件

当社は、2025年度から2027年度の3年間を対象期間とする新中期経営計画（以下、「新中期経営計画」といいます。）を作成し、2025年4月30日付で公表いたしました。新中期経営計画において、株主還元・配当方針に関し、企業業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な株主還元を行うことを掲げております。また、当社は、安定配当を基本とし、EPS（1株当たり当期純利益）が100円を上回る場合は、配当性向30%以上又は1株当たり50円のいずれか高い基準での配当施策を実施することとしております。

当社は、2025年4月30日付で開示いたしました2025年3月期決算短信において、2025年3月期にEPS（1株当たり当期純利益）が100円を超えていることから、上記の株主還元・配当方針に従い、2025年3月期の株主の皆様への年間配当を当社普通株式1株当たり115円（配当性向31.6%）と公表いたしました。

一方で、提案株主は、当社の2025年3月期の期末配当を、当社普通株式1株当たり55円に減額し、差額に概ね相当する額である7,200万円を船員雇用環境改善準備金として積み立て、運航船舶における船員の勤務環境を向上させる施策に全額充当する旨を提案しております。

しかしながら、当該施策の具体的内容は株主提案から明らかではありません。

² コーポレートガバナンス報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」の「【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」の「【原則3-1 情報開示の充実】」の「(4) 取締役会がする経営陣幹部や取締役(候補)の選解任や指名に関する方針と手続」及びコーポレートガバナンス・ガイドラインの「I. 当社が目指す経営スタイル」の「(6) 取締役会等の責務」の「(4) 取締役等の候補選定及び解任の方針」。

当社としては、船員の勤務環境等の向上は当社の持続可能な事業成長及び中長期的な企業価値向上から必要であると考えており、当社は兵機海運株式会社船主会と共同で七洋船舶管理株式会社を設立の上、2013 年より、内航事業業界共通の課題である船員の高齢化及び人員不足を解決するために、船員の勤務環境の向上、船員の確保及び育成等の諸施策を実施するとともに、「船員育成船舶」に適合する新造船を建造する等の具体的な施策を講じております。

当社においても、引き続き船員の勤務環境等の向上のための施策を検討する意向ですが、当社として既に上記の具体的な各施策を実施していることを踏まえれば、当社が公表している株主還元・配当方針を変更し、2025 年3月期の株主の皆様への年間配当を減額してまでも、提案株主が提案する準備金の創設を行う必要性は現時点において乏しいと考えております。

以上の理由により、当社は、本議案に反対いたします。

4. 株主の皆様へのお願い

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案の全ての議案に反対いたします。

株主の皆様には、本株主提案に係る議決権の行使について、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

当社は、引き続き株主の皆様と建設的な対話を重ね、持続可能な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

(別紙) 本株主提案の内容

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所の記載を原文のまま掲載したものであります。

1. 提案する議題

第1号議案(定款一部変更の件(「買収防衛策導入等の手続」の新設))

第2号議案(定款一部変更の件(「取締役選任基準」の新設))

第3号議案(剰余金処分の件)

2. 議案の要領及び提案の理由等

(1) 第1号議案: 定款一部変更の件(「買収防衛策導入等の手続」の新設)

① 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替える。

第7章 買収防衛策導入等の手続

(買収防衛策導入等の手続)

1 当会社が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、第三者による大規模買付行為その他の買収行為に備えて情報提供、検討、対抗措置の要件等を定める買収防衛策を導入、継続、変更および廃止(以下「導入等」という。)しようとするときは、その導入等の決定は株主総会決議によらなければならない。

2 前項に定める株主総会決議は、会社法第309条第2項に規定する特別決議をもって行うものとする。

3 第1項の決議により導入された買収防衛策の有効期間は、第1項の決議後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とする。

② 提案の理由

買収防衛策は濫用的な買収者による買収から企業価値を守る有用な手段である一方、導入・発動等の裁量が経営陣にある場合、自らの地位の保全のため用いられ、株主共同の利益を毀損する危険性が高い。そこで、本議案では、①買収防衛策を導入、継続、変更及び廃止するためには株主総会の特別決議を必須とし、②その有効期間を1年に限定し、毎年株主総会で更新する旨の決議を義務付けることを求めるものである。これにより、取締役会のみ判断では買収防衛策の導入やその変更、更新・継続ができず、株主が毎年その必要性と内容を検証・統制することができる体制が整うことになる。このように、株主にとって不必要な買収防衛策の導入を防ぎ、真に株主価値が毀損される場合にのみこれが導入等されることを担保することができる。本議案は買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止に係る透明性の向上と説明責任を果たすためのものであり、中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保するものである。

(2) 第2号議案: 定款一部変更の件(「取締役選任基準」の新設)

① 議案の要領

当社の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に第20条として以下の条文を新設し、現行定款第20条以降を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替える。

(取締役選任基準)

当会社の取締役は、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るための適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する者の中から選任するものとする。

② 提案の理由

提案株主は、2025 年 2 月 28 日付で、当社に対して、当社の少数株主の利益を保護する観点から、以下を含む適切な情報開示を要請したが<URL:<http://www.fuyokkk.co.jp/>>、当社取締役会はこのに応じなかった。提案株主としては、当社が株主に対して開示することが適切かつ必要な情報の開示を怠っていることから、当社の取締役会が、コーポレートガバナンスについての正しい理解に基づいた運営が行われていないと強く懸念している。

- 当社自らが認める大和工業株式会社及びその子会社(以下「大和工業グループ」という。)との取引集中リスクを拡大してまで大和工業グループとの間の資本提携及び業務提携(以下「本資本業務提携」という。)に踏み切ったことの合理性
- 2024 年 10 月 18 日より開始された堂島汽船株式会社による貴社株式に対する公開買付けの公開買付期間中に、突如、本資本業務提携の協議を開始・公表した経緯と意図
- 本資本業務提携に至る検討のプロセス、スキームの選定理由、貴社に及ぼすリスク等、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下「買収行動指針」という。)の内容等に沿って開示をしなかった理由
- 堂島汽船株式会社との 2024 年 12 月の質疑応答に関する情報を開示しなかった理由

近年は株式会社東京証券取引所が制定した「コーポレートガバナンス・コード」、買収行動指針などを通じ、取締役会の実効性の向上・株主に対する説明責任の強化が強く要請されている。こうした環境下で、取締役は適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する者の中から選任する旨を定款に規定することでこれを明確にし、コーポレートガバナンスの質的向上と企業価値の中長期的な最大化が実現すると考える。

(3) 第 3 号議案：(剰余金処分の件)

① 議案の要領

当社の第 82 期の期末配当については、本定時株主総会に取締役会が提案する剰余金処分に係る議案に代えて、以下のとおり、普通株式 1 株当たり 55 円とする。その上で、減額した額に概ね相当する額である 7,200 万円を船員雇用環境改善準備金として積み立てる。準備金は運航船舶における船員の勤務環境を向上させる施策に全額充当するものとする。

<期末配当に関する事項>

i) 配当財産の種類

金銭

ii) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 55 円(配当総額は、1 株当たり配当額に 2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した額)

iii) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

iv) 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して 3 週間後の日

<その他の剰余金の処分に関する事項>

i) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 72,000,000 円

ii) 増加する剰余金の項目とその額

船員雇用環境改善準備金 72,000,000 円

② 提案の理由

当社の主力ビジネスである内航海運においては、船員の雇用が重要な要素である。近年内航船員の有効求人倍率は高止まりし、人材確保と定着は業界全体が抱える経営課題である。他社に先んじて労働環境をより魅力のあるものとすることで、優秀な船員や人材を確保することを一層可

能となる。本議案は配当を会社提案の額(1株 115 円(予定))から 55 円へ一時的に減額し、その差額となる総額 7,200 万円を船上における船員の環境改善のために積み立てることを提案するものである。但し、配当額の抑制は一時的なものであり、人的資本の領域での投資を通じて生産性や事業の安定性を高めることで、中期的には収益性の改善を通じて株主や従業員を始めとしたステークホルダーへ還元する余地を拡大させることを企図している。

また、提案株主は、自らの海外ネットワークや資金を提供し、当社とのシナジー創出による海外事業拡大を支援することも計画している。事業シナジーにより内航ビジネスを含めて将来キャッシュフローを増大させ、結果として中長期的に株価・株主価値が向上すると確信しているため、本議案を提案した次第である。